

2 特別支援教育

指導の重点

一人一人の教育的ニーズに応じた指導

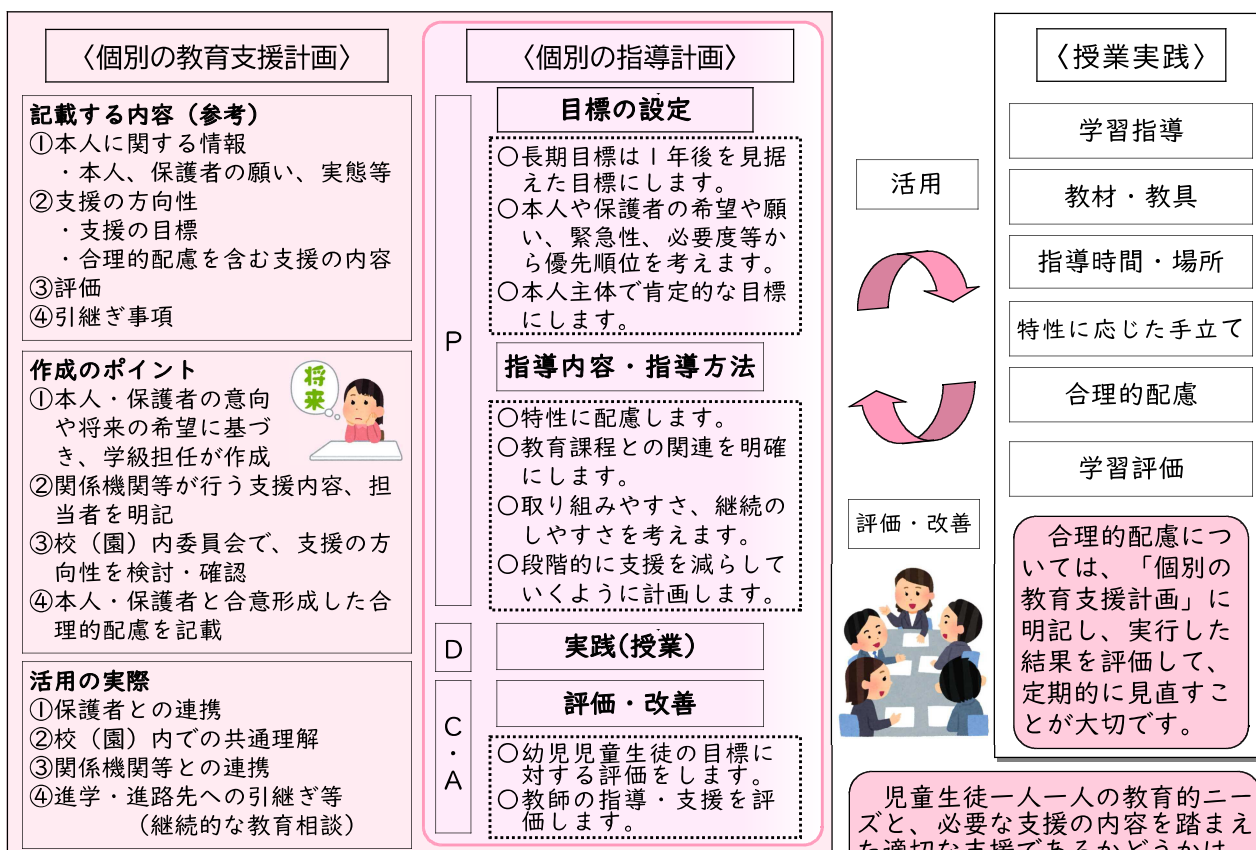
文部科学省の『障害のある子供の教育支援の手引』において、「教育的ニーズとは、子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものである」と示されています。教育的ニーズの変化を的確に把握するとともに、担任や学校等が変わっても、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の提供が、切れ目なく確実に引き継がれるよう、努める必要があります。

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用

「個別の教育支援計画」は、障害のある幼児児童生徒一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した適切な支援を行うことを目的に作成されるものです。

「個別の指導計画」は、教育課程を具現化し、障害のある幼児児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、適切かつ、きめ細かに指導するために作成するものです。

「個別の教育支援計画」は、教科等横断的な視点から個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として「個別の指導計画」に反映させ、授業に生かしていくことが重要です。



【合理的配慮に関する参考資料】

- ・「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」（国立特別支援教育総合研究所）
障害の状況に応じた様々な合理的配慮の実践例を紹介しています。
- ・障害のある子供の教育支援の手引き（文部科学省）
障害種ごとに合理的配慮の例を紹介しています。

【参考】

- ・特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編
- ・秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（四訂版）
（令和6年3月 秋田県教育委員会）

児童生徒一人一人の教育的ニーズと、必要な支援の内容を踏まえた適切な支援であるかどうかは、実際の指導（授業実践）を通して明らかになります。授業づくりに当たっては、「個別の教育支援計画」に示した本人の思いも視点に加え、児童生徒の実態に応じた支援をするために作成した「個別の指導計画」の目標や指導内容、支援の手立て等を適切に評価し、それを踏まえた必要な改善を行うことが大切です。

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用した授業づくりの例

➡ p 10

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用した授業づくりの例

個別の教育支援計画	自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する小学校2年生 A児の実態 ○つまずきや困難さ ・思いどおりにならないときに、叫んだり物に当たったりすることがある。 ・聴覚過敏があり、全校での集会や行事に参加できないことがある。 ○強みや好きなこと ・知識が豊富であり、難しい本や大人の会話も理解することができる。 ・読書等の好きなことには長時間、集中することができる。 ○本人、保護者の願い ・全校集会や学校行事等をみんなと一緒に楽しみたい。（本人） ・自信をもって、明るく積極的に過ごしてほしい。（保護者） 支援の目標（本人の目標） 本人や保護者の願いを中心に、課題や強み等も考慮して、支援の目標や合理的配慮を含む支援内容を設定します。 ・自分が困った場面では、周囲の人に支援を求めたり、尋ねたりする。 ・聴覚過敏を軽減する方法を身に付け、安心して学習に参加する。 合理的配慮を含む支援内容 ・温かい学級の雰囲気づくりを心掛け、いつでも相談できる人を確保する。 ・椅子の脚にテニスボールを取り付けるなど、騒音を緩和する環境を整備する。 自立活動 長期目標 学習状況等の実態把握で収集した情報を整理し、中心となる課題を導き出して目標設定をします。 ・困ったときや分からないときは、教師や支援員に相談して一緒に対処方法を考える。 ・自分で調整したり、相手に依頼したりして、聴覚過敏に対応する。 自立活動 短期目標（前期） 複数の人が見ても同じような指導・評価ができる目標にします。 ・学習の進め方が分からないとき等に、手を挙げて支援員に合図する。 ・耳栓を常に携帯し、騒がしいときには、教師の促しを受けて装着する。	実態把握の際は、担任の思い込みや見逃しが無いよう、複数で実態把握を行い、多面的に理解します。 苦手な面だけではなく、得意な面やうまくいっている面、好きなこと等も把握します。 合理的配慮については、本人や保護者の意見を十分に聞き取り、合意形成を図ります。 本人や保護者から、意思の表明がない場合においても、適切と思われる配慮を提案するなど、建設的な対話で働きかけます。 どんな時に、いつまで、どの程度、何をするのかなどの条件や基準、行動をできるだけ具体化します。 各教科等の指導に当たっては、自立活動の時間における指導の成果を発揮させ、学習効果を高めることが大切です。困ったときに自ら支援を依頼する、耳栓等で騒音を調整するなどの自立活動の時間における指導の成果を発揮できるよう手立てを検討します。 また、障害による困難さを軽減するためにはICTの活用も有効です。 ➡R6「南の要覧」p9、10 
個別の指導計画	交流及び共同学習（例：音楽科）における目標、個別の手立て 設定した目標を基に、各教科等における個別の手立てや自立活動の目標を検討します。 小学校2年 音楽 単元名 「いろいろながっきの音を楽しもう」 ◇本時の目標 拍に合わせて鍵盤ハーモニカで演奏することができる。 [思考力、判断力、表現力等] ◇個別の手立て（合理的配慮、個別の配慮として） ・鍵盤ハーモニカの個別練習のときは、困ったときに依頼がしやすいように、教師や支援員が本児のそばにいて見守る。 ・合奏のときは、音量を耳栓で調節できることを思い出せるように、あらかじめ耳栓を持参しておくよう伝える。	児童生徒の変容や目標及び手立て等の妥当性を定期的に評価し、指導の改善を図ることが大切です。評価し、改善した内容は「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に修正や追記をし、新たな目標の設定や手立ての検討、次年度への引継ぎ等につなげます。 また、児童生徒自身が活動しやすいように自ら環境を整えたり、合理的配慮を求めたりすることができるようになることは、自立活動と合理的配慮の関わりにおいて大切な視点です。
C・A	本人及び保護者を交えた評価、次年度等への引継ぎ 本人及び保護者と学級担任が共に指導の効果を評価し、その内容を「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に記載して、次年度等に引き継ぎます。 例：耳栓の活用について ・耳栓を装着することで、落ち着いて学習に取り組むことが増えてきた。（教師） ・耳栓の効果に気付いて、自ら装着することができるようになってきた。（教師） ・全校集会や他の勉強にも、耳栓を付けると参加できそうだよ。（児童本人） ・外出の幅が広がるので、引き続き装着する習慣を身に付けてほしい。（保護者） 個別の指導計画 自立活動 短期目標（後期） ・耳栓を常に携帯し、騒がしいときには、自ら気付いて装着する。	児童生徒の変容や目標及び手立て等の妥当性を定期的に評価し、指導の改善を図ることが大切です。評価し、改善した内容は「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に修正や追記をし、新たな目標の設定や手立ての検討、次年度への引継ぎ等につなげます。 また、児童生徒自身が活動しやすいように自ら環境を整えたり、合理的配慮を求めたりすることができるようになることは、自立活動と合理的配慮の関わりにおいて大切な視点です。